

平成28年度

事業計画

社会福祉法人地域で一緒に暮らそう会

平成28年度地域で一緒に暮らそう会事業計画

はじめに

当法人は前身のNPO施設を引き継ぐ形で平成24年3月10日、新たに社会福祉法人として、音更町を本拠地に重症心身障がい者（児）の地域での安心な暮らしを支援する施設として設立されました。

今年は社会福祉法人として5年目。今、職員の皆さんや法人役員、さらには当法人の応援団の地域の方々の熱い思いによって、長年の夢である障がい者に働く喜びを実感いただく為の「就労の場」「生活訓練の場」等、新たな事業展開が「今」形になろうとしています。

しかし一方、昭和26年に創設された社会福祉法人制度は、国の財政難を受けて社会福祉関係予算の抑制など、大きく変化をしてきていることも事実です。

また、障害者権利条約の批准の下、本年4月からの「障害者差別解消法」の施行、「障害者総合支援法」の3年目に向けての見直し、障害福祉サービスの報酬改定、さらに黒字をため込む（内部留保金）への批判による平成28年度の所得税などの税制改正や電気料・水道料などのコストアップへの取り組みなど、課題も山積しており、法人としてスピード感を持って、先手を打つ考え方も必要と思われれます。

さらに、社会福祉法人の不祥事、消極的な地域での公益的活動など、社会福祉法人に対する批判についても、当法人としても真摯に受け止め、地域の中で存在感のある法人として、法人事業に対する理解をしっかりと浸透させる戦略が必要だと考えます。

そのためには法人の理念を尊重し、経営の主体性、自立性を損なわないよう財務規律など経営組織の強化はもちろん、人材の確保、定着、技術力向上の為のスキルアップや職員の意識改革、まさに職員を引っ張っていくリーダーの意識改革、ぬるま湯体質からの脱却、物事に対するスピード感、敏感で積極的な発想など、常に戦略を持ってリードし、適格な対応能力やコミュニケーション能力に優れた人材が必要です。北海道などが主催する専門職研修や民間の広域研修等に積極的に参加するとともに、内部研修の拡充、また、人事評価制度を活用しながら、多様化する課題に的確かつ積極的に立ち向かう意欲や能力を持つ職員の育成に努めます。

最後に、平成28年度は社会福祉法人としての公益的役割（存在意義）を明確にしなが、主体的で自立した経営が将来に継続することができるように、事業の必要性や緊急性を吟味しながら、常に「大胆な発想・発想の転換」などを図りながら、将来を見据えたタ

イミングをチャンスととらえ「新たなる出発点」のスタートの年となるよう判断してまいりたいと思います。

また、限られた財源を有効に活用し、効率的、効果的にサービスを提供するとともに、常に安定的な雇用の確保を図り、職員の働きやすい労働環境の整備に全力を注いでいきたいと考えております。

法人の理念

人と人とのふれあい（関係性）の豊かさ（深さと広がり）をつくり、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援し、地域との連携を大切にしていきます。

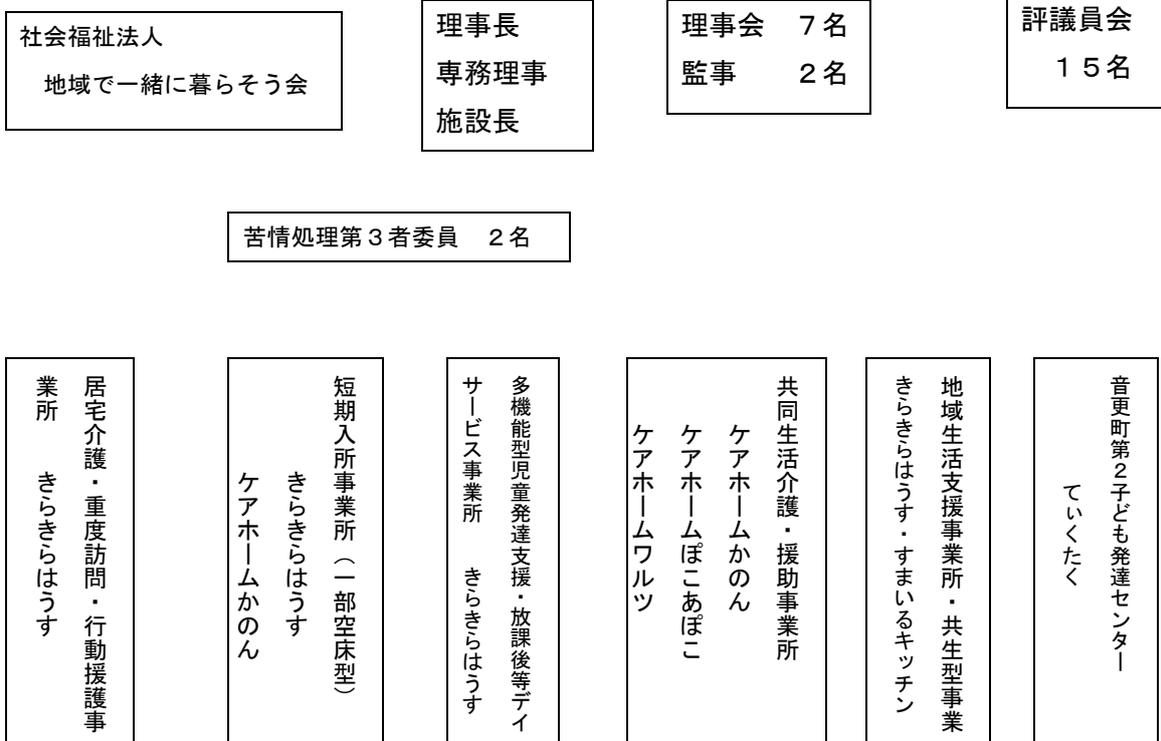
各事業の使命

- 1) 利用者が本来有している能力を生かし、地域の中で、その人らしい生き方、暮らしが出来るよう支援します。
- 2) 職員の福祉に対する思いを認め、福祉現場で「生きて働く能力」の育成のため、「事実」や「具体」に即して研修を行い、実践力を身に付け、福祉後継者を育成します。
- 3) 利用者の保護者と施設との意思の疎通を図り、協力して、事業の進展を図ります。
- 4) 地域の福祉力（福祉マインド）を醸成します。
- 5) 事業活動を通して地域経済に寄与し、地域経済を活性化させます。

職員の心得

- 1) 利用者の人権を尊重し、利用者の現実社会での生活を、より良くするための支援に、全力で努力します。
- 2) 生き生き仕事に臨み、職場環境の改善に努め、職員一人ひとりが自分の役割を常に自覚し、自由な発想と柔軟な思考で実践し、常に前向きに創意工夫をこらした実践力を高めます。
- 3) 利用者や地域の中で「課題」を発見し、また、組織体制の中に改善の余地があると判断した場合は、意欲的に改善を進めるとともに、介護力向上に努めます。
- 4) 地域に頼りにされ、求められる法人・事業者の構成員としての自覚と誇りを持ち、職務に専念します。
- 5) 職員ひとり一人が、単なる「人材」から、法人の「人財」となるよう努力をします。
- 6) 日頃より「エコ」意識を持ち、常にコスト意識を高め、法人の財政基盤安定に貢献します。

1. 法人の組織



2. 事業運営

(1) 第2種社会福祉事業

- ①障がい福祉サービス事業の経営 ②相談支援事業の経営 ③移動支援事業の経営
 ④障がい児通所支援事業の経営

(2) 公益を目的とする事業

- ①地域生活支援事業 ②レスパイトサービス事業 ③共生型事業

3. 理事会及び評議員会の開催

1) 平成28年度における理事会を次の表のとおり開催するほか、必要に応じて臨時の理事会を開催します。

	開催月	主な審議事項
第1回	平成28年5月下旬	平成27年度事業報告、決算について
第2回	平成28年11月下旬	運営状況、補正予算について
第3回	平成29年3月下旬	平成29年度事業計画、予算について

2) 平成28年度における評議員会を次の表の通り開催するほか、必要に応じて臨時の評議員会を開催します。

	開催月	主な審議事項
第1回	平成28年5月下旬	平成27年度事業報告、決算について
第2回	平成28年11月下旬	運営状況、補正予算について
第3回	平成29年3月下旬	平成29年度事業計画、予算について

4. 監事による監査

1) 監事は、法人の財産の状況や財産内容及び各事業所の運営状況や会計の執行状況、利用者預り金の取扱い状況について監査を実施します。

また、理事会に出席し理事会の運営状況及び理事の業務執行を監査し、必要であると認めるときは意見を述べるものとします。監査報告書を作成し理事会、評議委員会及び北海道知事に報告します。

平成28年度における監査を次の表の通り開催します。

	開催月	主な審議事項
第1回	平成28年5月中旬	平成27年度事業報告、決算について
第2回	平成28年8月中旬	運営状況、資産管理
第3回	平成28年11月中旬	運営状況、補正予算について
第4回	平成29年3月下旬	平成29年度事業計画、予算について

5. 本年度の重点施策

(1) 経営基盤及び経営組織の強化

- ① 法人本部及び各事業運営機能の充実と組織の見直し
課長職を中心に係長・主任等の配置 → 組織改革
少人数制のグループ化導入により、情報の共有化・スピード感ある課題等への対応
- ② 経営陣としての理事会活動の充実
 - ・平成29年度社会福祉法の改正に向け組織の在り方について
 - ・社会福祉法人の役割の議論
 - ・先進法人等への視察
 - ・社会福祉法人役員専門研修の参加
 - ・社会福祉法人経営者懇談会の参加

(2) 法人としての理念/基本方針等の周知・徹底、規程等の遵守

- ① 理念/基本方針の職員への周知
採用時および全体研修時等に必ず実施
- ② 関係法令及び法人規程等の遵守
法人定款等の迅速な改廃処理

(3) 総合的利用者支援の追求

- ① 利用者の権利擁護の堅持
- ② 成年後見制度のPR
- ③ 虐待防止・セクハラ防止対策の周知・啓発
障がい者の人権擁護の立場に立てる職員育成。研修会等を通し、言語表出機能を失なったり、認知機能の低下等で意思表示の難しい最重度の障がいを抱える人たちの人権をどのように守るか当法人の権利擁護等に関する内容をテーマに研修会等を設定する。
- ④ 障害者差別解消法施行（H28.4.1）に伴い、職員及び利用者等に周知・啓発
- ⑤ 相談支援事業の充実
相談支援専門員の増員
- ⑥ 各種行事の拡充
 - ・地域行事への積極的参加・夏祭り/クリスマス会等地域へのアピール等
 - ・作品展示会等の開催（利用者の制作作品）
- ⑦ 防災訓練の実施
共同生活援助事業の入所者を交えての夜間避難訓練等
- ⑧ 利用者家族との意見交換会及びサービスに対するニーズ調査の実施
 - ・意見交換等ができる場の設定（各事業ごと）
 - ・現状のサービス状況の検証と法定サービスでは網羅できない点（公益事業の不可）
- ⑧ OT/STとの連携により介助方法の学習や日常的介助の見直し
移乗・乗降・入浴等、重度の肢体不自由者の支援に対し、医療職等との連携により、介護労働の軽減を図る
- ⑨ 利用者に対し働く喜びを実感してもらうための、施設内通貨等の研究

(4) 新規事業（就労支援・生活介護等）の施設整備・開設準備

- ① 平成28年度内、建設完了に向けての準備計画の策定と推進及び、管理監督
- ② 新規事業の概要の決定及び指定申請の準備
- ③ 開設に伴う設備等備品の購入に関する事項の決定
- ④ 新規事業移行予定利用者及び保護者に対しての説明会等の開催

(5) 施設・設備の改善

- ① 施設内音響整備（補助金活用）
- ② 送迎用マイクロバス導入（補助金活用）
- ③ LED化の推進（事業所内電球を計画的にLEDにする）

(6) 人事管理の充実

- ① 求人对策の強化と定着率の向上
 - ・ 欠員募集の求人体制から、計画的求人体制に
 - ・ 処遇改善手当の配分方法の見直し
 - 勤務年数・雇用形態での配分格差をなくし、業務内容により配分
 - ・ 介護における身体的負担軽減のため介護ロボット等の研究
 - ・ 小グループ化による風通しの良い職場環境（責任の明確化）
 - 雇用形態で支援内容に差はない・・・仕事としての責任は皆同じ（処遇改善に反映）
- ② 給与制度の適正運用
 - 人事考課制度の整備（明文化）。
 - キャリアアップ制度等の活用による人材確保（給与の適正化）
- ③ 法人を支える中堅職員の育成
 - 研修等への参加（中途採用者、若手職員の指導等で実践）
- ④ 職員の主体的研修の推進
 - 自主研修の成果等の人事考課への反映（③の研修後、自発的に自主研修組織が発足、進行中。見守り、助言を実施）

(7) 財産管理

- ① 契約の透明性の確保
 - 新規事業に係る事業委託契約はもとより、入札による適正価格を追求し、透明性を確保する。

- ② 中・長期財務計画の策定（安定的事業継続や報酬改定への対応）
- ③ 経費削減（水道光熱費等無駄な費用を見直し、ランニングコストの最適化に努める）

（８）事業経営の透明性の推進

- ① 事業経営状況等のホームページ等による公表の充実
適宜更新の確保
- ② 会計事務所による外部監査を毎月及び決算期に受ける

●各事業の事業内容

平成28年3月4日現在

サービス区分	内容	契約 件数
居宅介護事業 (通院介助) (身体介護) (家事支援)	居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び清掃等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる援助を行う	14名 6名 1名
重度訪問介護事業 ヘルパー派遣	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって常時介護を要する者につき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び清掃等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行う	3名
同行援護事業	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の支援、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がい者等が外出する際に必要な援助を行う	0人
行動援護事業	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を有する者につき、当該障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他当該障がい者等が行動する際の必要な援助を行う	7人
短期入所事業	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障がい者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等につき、当該施設に短期間の入所をさせて行われる、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行う	その都度

共同生活援助事業 (グループホーム)	共同生活を営むべき住居に入居している障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行う	12名
児童発達支援事業	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適用訓練、その他必要な支援を行う。	6名
放課後等デイサービス事業	授業の終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う	27名
相談支援事業(計画相談支援・障がい児相談支援)	障がい福祉サービスの申請若しくは変更の申請に係る障がい者若しくは障がい児の保護者又は、地域相談支援の申請に係る障がい者の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障がい福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容等を記載した「サービス等利用計画案」を作成する。 支給決定等後指定障がい福祉サービス事業者等との連絡調整等の便宜を提供するとともに、支給決定等に係るサービスの種類及び内容、担当者等を記載した「サービス等利用計画」を作成する	9名
日中一時支援事業(地域生活支援事業) 帯広・音更・士幌・幕別	障がい者等の日中における活動を確保し、障がい者等の家族の就労及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする	49名
音更町委託事業 音更町第2子ども発達支援センター(ていくたく)	児童発達支援 放課後等デイサービスに準じる	41名 20名
移動支援事業(地域生活支援事業) 帯広・音更・士幌	移動が困難な障がい者等が充実した日常生活が営むことができるようヘルパーを派遣し、社会参加に必要な外出時の支援を行う	9名